資料No.77

中山間地域等直接支払交付金　内容

産業文化部　農政課

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度である。

１　対象地域

本制度は次の（１）又は（２）を対象地域とする。西谷地域は国の農林統計上、中間農業地域に分類されていることから（２）に該当する。

（１）「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」等によって指定された地域（国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)の割合で交付金を負担）

（２）（１）に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域（国(1/3)、県(1/3)、市(1/3)の割合で交付金を負担）

２　対象農用地

農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地のうち、急傾斜地（田：傾斜度 5%以上、畑：傾斜度 15%以上）であること。

３　対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

４　交付単価

交付単価は田、畑ごとに10a（アール）を単位として定められている。

（１）田：21,000円／10a

（２）畑：11,500円／10a

５　対象活動

次の活動を協定書に定めて取組むことで交付金を給付する。なお、（１）のみ取組む場合の交付単価は8割とされる。

（１）農業生産活動等を継続するための活動（水路・農道等の管理活動等）

（２）体制整備のための前向きな活動（集落の現状を踏まえた集落戦略の作成）

６　事業年度

本制度の第5期対策（令和2年度から令和6年度）に併せて事業を開始する。

７　交付金の使途

（１）協定参加者の話し合いにより、個人配分と共同利用の配分割合を定める。

（２）個人配分の使途制限はなく、共同利用は作業日当や共同利用機械購入、鳥獣被害防止柵の購入等、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できる。